

令和5年度第2回議会改革推進会議

- 1 日 時 令和5年9月4日（月）午後1時00分開会
午後1時34分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 奥野詠子
委員 武田慎一、永森直人、藤井大輔、瀬川侑希、
澤崎 豊、庄司昌弘、井加田まり、火爪弘子、
佐藤則寿

I T活用検討委員会委員長 大門良輔

4 協議の経過概要

奥野委員長 それでは、ちょうど時間になりましたので、ただいまから令和5年度第2回議会改革推進会議を開会いたします。

本日の会議には川島委員から欠席する旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

本日もI T活用検討委員会の大門委員長に御出席をいただいております。

それでは協議に入ります。

協議事項1、議員の請負状況の公表に関する規程の整備についてであります。前回からの継続協議事項であります。改めて申し上げますと、これは地方自治法の改正に伴いまして、全国都道府県議会議長会において標準規程が示され、それに準じて請負状況の公表に関する規程を定めるというものであります。

前回、資料にもございますとおり、一度事務局から御説明をしたところであります。

各会派内で検討の上、再度協議することとしておりましたが、これにつきまして、何か御意見があればお願いをいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 よろしいでしょうか。

特に御意見がないようでありますので、この議題はこの案のとおり規程を整備することにしたいと思っております。

次に、協議事項 2、議会が保有する個人情報の取扱いに関する見直しについてであります。

これに関して事務局から説明をお願いいたします。

事務局（酒井事務局次長・総務課長） それでは、資料 4 ページ、資料 2-1 をご覧ください。議会が保有する個人情報の取扱いの見直しについてです。

1 のとおり、個人情報保護法の改正に伴い、昨年 12 月に「富山県議会の保有する個人情報保護に関する条例」を制定し、本年 4 月に施行したところです。この条例の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて必要な見直しを行うものです。

具体的には、法令等で個人情報を取得することとされている場合、あるいは取得する明確な理由がある場合、例えば資料 3 の請願法の関係などもありますが、そういったものを除いて、必要以上の個人情報を求めないこととするものです。

今回、見直しの対象とする事務につきましては、2 の政務活動報告の閲覧と議会の傍聴の 2 つの事務です。

これまでは、閲覧者や傍聴者に対し、氏名、住所等の記載を求めてまいりました。個人情報を求める理由としては、政務活動報告書においては、紛失あるいは汚損、傍聴においては、議事妨害や迷惑行為等を想定し、相手を特定するためのものでした。

しかしながら、政務活動報告書の閲覧につきましては、平成 29 年からホームページで公開しており、現在は、平成 30 年以降、5 年分を誰もが見られる状態となっており、直近 5 年間を見ましても、閲覧実績が全くないこと。そして、議会傍聴についても、近年では、妨害等は発生していないことなど、相手を特定する必要が薄れてきたことがあります。

こうしたことから、3 の対応案のとおり、政務活動報告書の閲覧

については、対象文書を特定するため、閲覧文書名のみ記載を求め、議会傍聴については、傍聴整理のため人数のみの記載を求めることとし、氏名、住所等の個人情報の記載を求めないこととするものです。

今後のスケジュールについては4のとおり、年度内に規程等の改正を行ってまいります。

続きまして5ページ、資料2-2をご覧ください。

これから、今お話ししました2つの事務の現状、そして他県との比較などを個別に説明いたします。

資料2-2、政務活動費の取扱いについてですが、見直しの趣旨、あるいは現状につきましては、今ほど説明したとおりです。

他県の状況につきましては、2のとおり、回答のありました33道府県の全てがホームページで報告を公開。現時点では、本県のこれまでの考え方と同様に、書類の紛失等を想定し、相手方の特定のために、閲覧時に、住所、氏名を求めているとの結果でありました。

ただし、この当該事務の規程につきましては、全国議長会から雛形が示され、ほぼ同時期に整理しており、今後徐々に見直しを図られるのではないかと考えられます。

本県におきましては、閲覧時において職員が同席することとしており、また、ホームページでの公開後は閲覧申込の実績もなく、報告書の毀損等のおそれが低いことから、今後は、氏名等の個人情報は取得しないこととしたいと考えております。

なお、本年4月に地方議会の役割等の明文化などを内容とする改正地方自治法が成立した際にも、全国議長会の会長として、全都道府県に改正の内容を周知するとともに、会長県として全国でいち早く県議会ホームページで情報発信をしたところであり、改めるべきことで可能なものは率先してやっていきたいと考えております。

総務課からの説明は以上となります。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） それでは続きまして、資料

2－3、議会傍聴における個人情報の取扱いについて、現況、他県の状況等含めて御説明します。

趣旨については冒頭に申し上げたとおりです。

まず本県の状況ですけれども、傍聴される方には、受付票、傍聴者名簿という個票に、住所、氏名を記入いただき、名簿入れ（施錠した箱）に入れていただいています。

資料には書いておりませんが、この個票により開会日毎の傍聴人数も把握しているところです。

また傍聴券は必要に応じて交付としています。これは席数を超える傍聴ですとか、議案に強く反対する集団入場が見込まれ、本会議場が混乱するおそれがある場合などに交付しているもので、平成5、6年を最後に近年は交付していないところです。

なお、この住所、氏名の記入と傍聴券の必要に応じた交付は、本県議会の傍聴規則に定めているものです。

次に他県の状況です。昨年11月に調べてみましたところ、8府県が住所、氏名の記入を求めているとのことでした。

(1)の表は、その8府県が傍聴整理や傍聴人数の把握をどうしているかをまとめたものです。

左端の分類のとおり、大きく分けて傍聴券を交付する県と、必要がある場合に交付する県があります。

交付にも2通りありまして、2段書きになっていますけれども、それぞれ①の先着順に交付というところは同じで、②の下線部だけが違っており、退場時に返還を求めるところと、返還は不要としているところがあります。

またその下の必要がある場合の交付、つまり通常は交付しないとしているのは、滋賀県、和歌山県の2県でした。この2県は、傍聴者の人数も把握していないということでした。

また、(2)に、石川、福井の傍聴対応を示しております。いずれも住所、氏名を求めまして、かつ傍聴券を交付し、帰りに回収等を

しております。このことによって、受付の人手も必要ですので、守衛のほか事務局職員も2、3名以上が対応に当たっているとのことです。

ちなみに、資料に記載はないのですが、本県の受付体制は、通常は傍聴券の交付事務はありませんので、傍聴対応には、事務局1名、管財課の守衛1名が交替で当たっております。

傍聴券を発行するとすれば、受け渡しや券面の確認が必要ですので、石川、福井のように、最低でも、追加で1、2名の受付人員が必要と考えられます。

以上を踏まえました今回の対応案を3としてお示ししています。

まず案の2、受付票そのものを廃止する、入場時に何も書かせないというもの。この場合のメリットとしては、個人情報取得管理が一切不要で自由な傍聴になるということです。課題・デメリットとしては、傍聴整理が困難になるほか、人数把握ができないことです。そして、これを解決するために傍聴券を交付するとしたら受付人員の増強が必要ということになります。

そこで上の案の1の、受付票は継続するけれども、記載事項は人数のみとするというものを第1案として考えております。この案であれば、メリットとして傍聴人数の把握はできまして、満席になりそうな場合の予測もつけることができます。課題としては、後援会の方々などの団体傍聴の扱いでして、現状まとまった人数の場合には個別ではなく団体として受け付けて、事前に申し込みをしていただきまして、人数や代表者の氏名、連絡先などもお伺いしているところなので、そちらはどのようにしていくかというところですが、これについては表の下に※印で記載していますが、団体傍聴は傍聴整理の都合上、引き続き、事前に申し込みをしてもらうこととしたいと思っております。

またこれまで団体傍聴とする人数の線引きを明確にはしていませんでしたが、過去からの団体傍聴申し込みの最少人数が概ね5

名程度なので、5名以上とすることで考えております。

議題についての御説明はここまでですが、1点、写真動画の撮影録音について補足させていただきます。

議会における写真動画の撮影録音については、傍聴規則において、議長に許可願を提出し、許可を得て、許可章、腕章を着用しなければならないことと定めており、許可願には住所、氏名、撮影録音の目的の記入を求めているところですが、この手続きについては特に変更は考えておりません。

以上で私からの説明を終わります。

奥野委員長 ありがとうございます。

ただいま2つの事項について説明をいただいたところでありませう。結論等につきましては、それぞれ会派内での協議も必要かと思ひますけれども、今の段階で、何か説明に対して御意見御質問があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 よろしいですか。

では、この件につきましては、また各会派で検討いただきまして、次回、また協議事項として取り上げたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

次に協議事項3、請願（陳情）者の会議録等における個人情報の取扱いについてであります。

これも事務局から御説明お願ひいたします。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） 続きまして、請願（陳情）者の会議録等における個人情報の取扱いについて、御説明します。

提案の趣旨は冒頭に記載しておりますが、請願（陳情）者の氏名及び住所（個人を特定しうる情報）については、令和3年9月以降、マスコミ・傍聴者向け資料やホームページには、原則掲載しない配慮を行っておりますが、会議録には記載されまして、公立図書館などにもその会議録が配架されていることから、公開情報として扱われ

ています。

御本人にはこれを説明しておりますけれども、公開により不当な扱いを受けるのではないかなど不安も聞かれておりまして、今回、会議録などへのこうした個人情報記載の必要性を勘案し、最低限の記載とすることを検討するものです。

まず前提として、1にありますように、請願は、憲法、請願法に規定された国民の権利であるとともに、その行使にあたっては請願法の定めにより、氏名及び住所を記載することとされています。

これは、先にお話しました傍聴人の個人情報等とは違いまして、情報の取得そのものは必然なので、今、検討するのは、この必然的に取得される個人情報、それも個人の信条、考え方を伴うものをどこまで議会資料として公開するのか考え直すということになります。

2番に本県と他県議会の状況をお示ししています。

(1)が本県の取扱いですが、議会資料である文書表、審査報告書、会議録全てに氏名、住所を記載しています。その理由について問われれば、2つの目的をお答えしておりまして、①請願（陳情）者に責任を持たせること、匿名ではないということ、②請願（陳情）者の住所等の情報を含めて——どういった地域にお住まいの方がこういう願いを持っているかという情報も含めて審査を行うこと、この2点が目的です。

参考に、現行の文書表等の例を次のページに掲載していますので、ご覧ください。定例会ごとにお配りしているものですが、再確認をお願いします。

請願の例で、上の方が文書表です。付託先の委員会の審査資料として配付しています。左から受理番号、受理年月日、件名（紹介議員）、それから提出者の住所、氏名、団体の場合は団体名、団体代表者氏名が書かれています。それから、要旨があります。

下の方が審査報告書です。ほとんど文書表と一緒にですが、これは

付託先の委員長から議長へ審査結果を報告するもので、本会議採決日に配付されております。こちらにも、内容に個人情報があり、表の一番右の審査結果が、例では採択など入っています。このように審査結果を追記したものになります。

本県ではこの審査報告書をそのまま会議録にも掲載しており、公開されているところです。

では前のページにお戻りください。

2の(2)は他県議会の状況です。大多数が本県同様に議会資料に氏名、住所を記載していますが、下線部のとおり、一部では、氏名は資料によっては記載しない、住所は部分記載または記載しないといった取扱いがあります。また本県同様に個人情報保護条例制定を契機として見直しを検討中という議会もあるところです。

表に、資料への部分記載または不記載の議会の状況をお示しました。部分記載は住所についてですが、2議会が該当して、北海道では、「地番等省略」とだけ書いてありますが、地域によって区別していきまして、道内の市であれば地番を省略、町村は町村名のみ、ちなみに道外、他県の方ですと住所を全て載せているそうです。徳島県は一律市町村名のみにしていきます。また、会議録には氏名も住所も記載なしが7議会あります。それから議会資料の全てに氏名を記載しないのは1議会、住所では3議会ありました。奈良県は、氏名、住所とも記載をしておりません。

以上の状況を踏まえての見直し案が3です。

まず記載の必要性の勘案なんです、括弧内の最初の下線部のとおり、請願（陳情）書自体には、必ず住所、氏名が書かれ、これは議員にその写しも配付しているため、先ほど2の(1)のところで申し上げた2つの目的、責任の意識づけ、審査に要する情報の共有は達成されたと考えられます。

これに対しまして、2段落目、括弧内2番目の下線のところですが、文書表及び審査報告書は、その意義は括弧にあるとおり

審議の資料です。会議録の意義は、括弧にあるとおり公開される記録としての意義です。

そちらでは請願（陳情）の内容についても、全文ではなくてその要旨を記載しているところであって、そうであれば、請願（陳情）者に関する情報もその概要で差し支えないという考え方もできます。

ちなみに、この資料には記載しませんでしたけど他県で上のように部分記載または不記載の議会でも、請願（陳情）書の写し自体は全議員に配付している、個人情報も議員に提供しているということですので、同様の考え方に立っているものと思われま

す。そこで見直し案ですけれども、案としては、今後、文書表、審査報告書、会議録の全てにおいて原則、次の枠囲みの記載とすることを提案します。

氏名は「個人」「団体」「法人」のいずれかで表記します。住所は、市町村名までの表記にしたいと思います。ただし請願（陳情）者本人が公開を希望する場合は、その希望を尊重しまして、これまでどおりの記載としたいと思います。

補足がありまして、枠囲みの上を書いてありますけど、マスコミ・傍聴者向け資料、ホームページも今後同様としたいと考えております。この意味は、現状議員向けの文書表等には氏名、住所を記載し、マスコミ・傍聴者向け資料等では配慮して「(略)」とのみ記載しているんですけれども、今回案では、文書表でも個人が特定できなくなるので、配付先によって資料内容が違ふという混乱を避けるために記載は統一したいと思います。

また枠の下の方に矢印でお示ししていますが、この案による場合、本人の希望がなければ、会議録上も氏名、住所は記載されずに非公開ということになりますので、情報公開請求があつた際にも、請願（陳情）者の氏名、住所は公開対象外で、非開示、黒塗りという扱いになります。この扱いにより、冒頭の方でお話しました請願（陳

情)者本人の、個人を特定されて不当な扱いを受けるということに対する不安は取り除くことができます。

なお、この案をお認めいただいた場合にも、この文書表等の記載事項については、本県議会では会議規則、要綱等には特段の定めがないところでありますので、特に規則改正等はなく、運用の変更ということになります。

ただし、こちらには書いてないんですけれども、今回の議題とは別に、地方自治法の改正に伴いまして、請願(陳情)のオンライン化も追って検討することになっております。オンライン化にあたっては、会議規則等の改正も必要になってきます。またオンライン化するにあたっては、請願(陳情)を受け付ける際の本人確認の手続きなども、改めて評価と検討が必要という所見が、都道府県議会デジタル化専門委員会から示されております。オンライン化にしましても、今回の個人情報の取扱いにつきましても、こういう改革をするという目的が、多様な住民が議会に関わる機会を広めるということにあります。一方でこうやって入口を広くしますと、請願(陳情)の件数は、増加していきます。増加するようにこういう改革をするんだと思うんですけれども、その際には、審査や処理方法など出口のあり方も再検討していく必要があると考えております。

その点も念頭に置いていただきながら、とりあえずはこの議題についてご検討いただきたいと思っております。

以上で私の説明を終わります。

奥野委員長 ありがとうございます。

この件につきましても、会派内でまた協議をいただきたいと思っておりますけれども、ただいまの説明に対して御意見、御質問があれば、この機会にお願いいたします。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 よろしいでしょうか。

では次回、引き続き協議を行いたいと思いますので、また各会派内でご検討をお願いいたします。

それでは次に報告事項にまいります。

広報編集委員会の取組について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

事務局（浜元調査課長） 今年度の広報編集委員会の取組についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

まず1番ですが、富山県議会だより「TOYAMAジャーナル」を7月4日に5万部発行しております。配布先につきましては、県内高等学校の生徒さん、先生に3万2千部、それから、県内の公民館でありますとか図書館に配布をいたしております。

2番、議会広告等の実施でございますけれども、インターネット広告配信を1ヶ月実施いたしました。また、TOYAMAジャーナルのデジタルブックを制作いたしまして、県議会のホームページに掲載をしております。それから、WEBアンケートですが、これは今も実施中でございますけれども、7月4日から10月中旬まで実施しております。昨年は、7月から9月末までで150件の回答があったんですが、8月31日現在で177件と、昨年より回答が増えておるんですけれども、まだまだ掘り起こしていきたいと思っております。

それから3番、TOYAMAジャーナルPRステッカーの制作ということで、TOYAMAジャーナルのデジタルブックへアクセス可能な二次元コードを印刷したステッカーを制作いたしまして、全議員の皆さんに配付をいたしております。

次のページ、4番、主権者教育の推進ということで、県内高校生に今ほど申しましたTOYAMAジャーナルを配布いたしております。また、高校生との意見交換会や委員による出前講座等を行うものでございます。

(2)をご覧ください。高校生との意見交換会ですが、去る8月

17日の「高校生とやま県議会」におきまして、これには県内高等学校等から、40名の生徒の皆さんが参加されたんですけれども、広報編集委員をはじめ、15名の議員の皆さんに参加していただきまして、高校生との意見交換を実施しております。

(3) 高等学校での出前講座ですけれども、現在、10月以降の開催に向けて調整をいたしております。今の進捗でございますけれども、新川高校で10月に実施したいというふうに思っており、対象は2年生100名というふうにお聞きしております。今、学校側と調整を進めております。

それから、南砺福野高校につきましては、12月18日、日にちだけ決まっているんですけど、中身については学校と今調整をしているところでございます。

それから9月7日に、富山県高等学校長協会で校長先生の集まりがありますので、武田議員と藤井議員に、この出前講座について御説明等をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、(4) 富山県青年議会への参加ということで、合同学習会に対する県議会議員による助言指導なども行っているところでございます。

以上報告を終わります。

奥野委員長 ありがとうございます。

広報編集委員会の武田委員長から補足等ありましたらお願いいたします。

武田委員 浜元課長、御説明いただきありがとうございました。

今年度、TOYAMAジャーナルの新しいものを出させていただきました。

藤井大輔議員に、しっかりと中身を充実していただいておりますね、より高校生等若者に見ていただけるように刷新を図ったわけがあります。

その中で、カウント数といいましょうか見ていただける方も増え

てきましたし、アンケート調査にも参加いただきましたし、また、このQRコードについては、ちょっと私使いすぎてボロボロになってきているんですけど、このQRコードのついたステッカーシール、こういったものも、県民の皆様方に手に取っていただいて、こうやってQRコードを写していただく作業を、皆さんにさせていただいているということで本当にありがたかったなということを思っております。

今年度は、このTOYAMAジャーナルで終わりなんですけど、また来年度に向けてですね、もう少し県民参加型の内容にしていきたいなということを思っておりますので、また委員の皆様におかれましても、ご協力とご理解を賜りますようお願いを申しあげて、私からのお礼のご挨拶とさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

奥野委員長 ありがとうございます。

ただいまの広報編集委員会の取組について、何か御意見等ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 よろしいでしょうか。

では次の報告事項にまいります。

IT活用検討委員会の取組について、大門議員から報告お願いいたします。

大門議員 IT活用検討委員会からご報告をさせていただきます。

それでは資料5をご覧ください。

前回の議会改革推進会議から、ほとんど変わりはないんですけども、現在、議会運営の高度化や効率化を図るため、ペーパーレス会議システムの導入に向けて、他県で導入されております3社のシステムのデモンストレーションを実施し、比較検討をしているところであります。本日もこの会議終了後に1社のデモを行う予定としております。

会議システムを導入することによって、PDF資料にメモが簡単にできたり、スマートフォンからシステムへ接続し、会議資料やスケジュールの確認ができたりと、議会活動が効率的に行えるようになります。

詳細につきましては、この後事務局から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

事務局（石崎議事課副主幹・議事係長）　ただ今、大門委員長からお話があったとおり、IT活用検討委員会での検討結果を受けまして、事務局ではペーパーレス会議システムの導入に向けて準備を進めております。

システムと、現在使っておりますBoxとの違いを、資料の2番目、システム導入におけるメリットということで、5点挙げております。

まず、1点目、資料のダウンロードですけれども、これはBoxでは、各自がダウンロードを行っておりますが、システムを導入しますとダウンロードの手間が省けます。

2点目、説明資料の閲覧について、現在は、各自が手動で、PDFファイルをダブルクリックして、資料を表示しておりますが、システムには画面同期機能というものがございまして、説明している人の画面を自動で、その会議に参加している全ての方に共有することができるといった機能があります。

3点目、資料へのメモですが、現在PDFファイル資料へのメモ書きは操作方法が難しいんですけれども、システムでは操作方法が簡単になっておりまして、文字を入力したりアンダーラインを引いたり、それからしおりを付けたり、付箋を付けたりといった機能もございまして。

次に4点目、カレンダー機能、これはBoxにはない機能なんですけど、システムにはカレンダー機能というものがございまして、カレンダーに表示された会議名をクリックすると、自動的にその会議の

資料の表示が可能になります。

最後 5 点目ですが、スマートフォンからの接続ということで、現在はできませんが、システムでは 1 つの I D で複数の端末からログインすることが可能となっており、皆さんそれぞれのスマートフォンや自宅のパソコンなどでも資料の閲覧ができることになります。

全国的にも導入している都道府県が増えてきておりまして、資料には今年 1 月の愛媛県議会の調査結果として 29 都道府県議会が導入済みとなっております。

4 番目、導入に係る経費及びスケジュール案ですが、事務局としては少しでも早く導入したいと考え、9 月定例会で提案される補正予算案に計上しております。

今年度の予算としては、初期費用と 2 ヶ月分の利用料を計上しております。

それと債務負担行為として、令和 6 , 7 年度の 24 ヶ月分の利用料を設定しております。

導入スケジュールですが、一番下に令和 6 年 2 月運用開始を目指しまして、今後、I T 活用検討委員会で仕様や契約方法を決定し、12 月には業者を決定し、契約したいと考えております。

以上で私からの報告を終わります。

奥野委員長 ありがとうございます。

それではただいまの報告事項につきまして、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 よろしいですか。それでは次に、事務局から日程等の報告がありますのでお願いいたします。

事務局（酒井次長・総務課長） 資料はありませんが、9 月 8 日の議会本会議の終了後、提案理由説明の後に、議場において、避難訓練を実施します。今回は県内震度 7 を想定しまして、その場でのシェイクアウト訓練と、皆さんには 1 階までの避難訓練をお願いしたい

と思います。大体 30 分だと思います。

そしてそのあと午後 1 時から約 1 時間ですが、大会議室におきまして、外部講師を招いてのハラスメント防止研修会を行いますので、出席方よろしく願いいたします。

奥野委員長 ありがとうございます。

それでは最後に次回第 3 回の会議につきましては、別途日程調整させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それまでに、本日の協議事項について、また各会派で協議を進めていただければと思います。

以上で本日の議事は終わりましたけれども、この際何か他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 よろしいでしょうか。

それではこれをもって、本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。